(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者施設、障害者施設等における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生及びクラスターの発生を未然に防ぐことを目的として、当該施設の利用予定者に対して実施した新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の検査費用について、予算の範囲内で帯広市新型コロナウイルス感染症検査費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定 めるところによる。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
 - (2) PCR検査 新型コロナウイルス感染症の感染を精査する検査で、ウイルス の遺伝子を増幅して検出する検査のことをいう。
 - (3) 任意検査 行政検査(保健所又は医師が P C R 検査が必要と判断した者に対して公費で実施する P C R 検査をいう。)以外の検査で、新型コロナウイルスが体内に存しているか調べるために本人の希望により医療機関等で実施する P C R 検査をいう。
 - (4) 利用予定者 別表対象施設等の欄に掲げる施設(以下「対象施設等」という。) への入所又は利用を概ね2週間以内に予定している者をいう。

(補助金交付対象者及び補助対象受検者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助金交付対象者」という。)は、対象施設等を帯広市内に有する者とし、補助金の交付の対象となる受検者(以下「対象受検者」という。)は、対象施設等の利用予定者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 別表入所系の項に掲げる対象施設等に新規入所する者
 - (2) 別表居宅系の項に掲げる対象施設等を利用する者
 - (3) 別表入所系の項に掲げる対象施設等に入所している者が入院等の事情により 再入所する者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、令和4年7月1日から令和5年3月31日 までの間に、補助金交付対象者が対象受検者に対し、任意検査を受検させる事業と する。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補

助金交付対象者が前条に規定する補助対象事業を実施した際に、補助金交付対象 者が検査実施機関等に支払った費用とする。ただし、他の国庫補助金等で措置され ているものは対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、任意検査1回につき10,000円を上限とし、前条の補助対象 経費の実支出額と比較して、いずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、令和4年度帯広市新型コロナウイルス感染症検査費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 施設別実績報告書(様式第1号別紙1)
 - (2) 支出根拠を確認できる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び額の確定)

- 第8条 市長は、前条の交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、令和4年度帯広市新型コロナウイルス感染症検査費補助金交付決定兼交付額確定通知書(様式第2号)により補助金交付申請者に通知する。
- 2 市長は、前項の審査により、補助金を交付しないことと決定した場合は、令和4年度帯広市新型コロナウイルス感染症検査費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により補助金交付申請者に通知する。

(交付決定の取消し)

- 第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次 の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り 消すものとする。
 - (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知 するものとする。

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助事業者は、第8条第1項の交付決定の通知を受けたときは、令和4年 度帯広市新型コロナウイルス感染症検査費補助金交付請求書(様式第4号)を、通 知を受けた日から10日を経過する日までに市長に提出するものとする。 (補助金の交付)

第12条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表

区分		対象施設等
入所系	高齢者	介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、救護施設
	障害者児	共同生活援助、宿泊型自立訓練、施設入所支援、障害児入所施 設、児童養護施設
居宅系	高齢者	短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介 護(宿泊サービスに限る。)、看護小規模多機能型居宅介護 (宿泊サービスに限る。)
	障害者児	短期入所

備考 居宅系は入所系に併設するものに限る。